

○滝沢市水道水源保護条例施行規則

平成22年11月30日

規則第36号

改正 平成25年12月13日規則第45号

平成25年12月13日規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、滝沢市水道水源保護条例(平成22年滝沢村条例第15号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(水質指針値)

第2条 条例第2条第8号に規定する水質指針値は、別表第1に定めるものとする。

(許可等の申請)

第3条 条例第9条の規定による申請は、滝沢市地下水採取(変更)許可申請書(様式第1号)により、工事に着手しようとする日から起算して60日前までに行わなければならない。

2 前項の規定により許可をするときは、滝沢市地下水採取(変更)許可書(様式第2号)を当該許可の申請をしたものに交付するものとする。

(許可の基準)

第4条 条例第10条第1項の規則で定める基準は、揚水機の吐出口の口径が150ミリメートルまでのものとする。

(既設揚水施設の届出)

第5条 条例第13条の取扱いを受けようとするものは、滝沢市既設揚水施設届出書(様式第3号)により、地下水採取規制区域の指定があった日から起算して30日以内に行わなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第6条 条例第17条の規定による届出は、滝沢市地下水採取者氏名等変更届出書(様式第4号)により行わなければならない。

(特定事業の用に供する施設)

第7条 条例第18条の特定事業の用に供する施設は、別表第2の左側に掲げる特定事業の区分に応じ、同表右欄に定める施設とする。

(特定施設の設置の届出等)

第8条 条例第20条第1項の規定による届出は、滝沢市特定施設設置(変更)届出書(様式第5号)により行わなければならない。

(水道水源保護協定の内容)

第9条 条例第21条第1項の規定により水道水源保護協定を締結するときは、次に掲げ

る事項を規定するものとする。

- (1) 条例等の遵守義務
 - (2) 水質検査を行う有害物質等の種類及び水質指針値
 - (3) 排出水の水質検査の結果の報告義務
 - (4) その他必要な事項
- (公表の方法)

第10条 条例第21条第3項又は第25条の規定による規則で定める公表の方法は、告示するほか、市の広報紙等への掲載とする。

(廃止の届出)

第11条 条例第9条及び第13条に規定する地下水採取者又は第20条第1項に規定する特定事業者は、許可揚水施設又は特定施設を廃止したときは、当該廃止した日から起算して30日以内に滝沢市対象施設廃止届出書(様式第6号)により行わなければならない。

(立入調査員証)

第12条 条例第23条第2項の証明書は、滝沢市立入調査員証(様式第7号)とする。

(水道水源保護審議会付議事項等の通知)

第13条 条例第28条の規定により会長が審議会を招集しようとするときは、会議開催日時、場所及び付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(関係職員の説明等)

第14条 会長は、必要があると認めるときは審議会に、専門的事項に関し学識経験を有する者、実施機関の職員その他の者の出席を求め、必要な書類の提出若しくは説明をさせることができる。

(地位の承継の届出)

第15条 条例第33条第3項の規定による届出は、滝沢市対象施設地位承継届出書(様式第8号)により行わなければならない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、水道水源の保護に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月13日規則第45号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成25年12月13日規則第46号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

有害物質等の種類	水質指針値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
水銀及びその化合物	1リットルにつき0.0005ミリグラム以下
セレン及びその化合物	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
鉛及びその化合物	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
ヒ素及びその化合物	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
六価クロム化合物	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
亜鉛及びその化合物	1リットルにつき1ミリグラム以下
銅及びその化合物	1リットルにつき1ミリグラム以下
ニッケル及びその化合物	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
アンチモン及びその化合物	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
ホウ素及びその化合物	1リットルにつき1ミリグラム以下
モリブデン	1リットルにつき0.07ミリグラム以下
ウラン及びその化合物	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
アルキル水銀	検出されないこと
四塩化炭素	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
1・2—ジクロロエタン	1リットルにつき0.004ミリグラム以下
1・1—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
ジクロロメタン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
シス—1・2—ジクロロエチレン及びトランス—1・2—ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
ベンゼン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
クロロホルム	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
トルエン	1リットルにつき0.6ミリグラム以下
キシレン	1リットルにつき0.4ミリグラム以下
P—ジクロロベンゼン	1リットルにつき0.3ミリグラム以下
1・2—ジクロロプロパン	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
フタル酸ジエチルヘキシル	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
フェノール類	1リットルにつき0.05ミリグラム以下

シアン化物イオン及び塩化シアン	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
ダイオキシン類	1リットルにつき1ピコグラム以下
チウラム	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
シマジン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
チオベンカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
1・3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
イソキサチオン	1リットルにつき0.008ミリグラム以下
ダイアジノン	1リットルにつき0.005ミリグラム以下
フェニトロチオン	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
イソプロチオラン	1リットルにつき0.3ミリグラム以下
クロロタロニル	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
プロピザミド	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
ジクロロボス	1リットルにつき0.008ミリグラム以下
フェノブカルブ	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
クロルニトロフェン	1リットルにつき0.0001ミリグラム以下
イプロベンホス	1リットルにつき0.008ミリグラム以下
EPN	1リットルにつき0.004ミリグラム以下
ベンタゾン	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
カルボフラン	1リットルにつき0.005ミリグラム以下
2・4-ジクロロフェノキシ酢酸	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
トリクロピル	1リットルにつき0.006ミリグラム以下
アセフェート	1リットルにつき0.08ミリグラム以下
イソフェンホス	1リットルにつき0.001ミリグラム以下
クロルピリホス	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
トリクロルホン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
ピリダフェンチオン	1リットルにつき0.002ミリグラム以下
イプロジオン	1リットルにつき0.3ミリグラム以下
エトリジアゾール	1リットルにつき0.004ミリグラム以下
オキシ銅	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
キャプタン	1リットルにつき0.3ミリグラム以下
クロロネブ	1リットルにつき0.05ミリグラム以下
トリクロホスメチル	1リットルにつき0.2ミリグラム以下

フルトラニル	1リットルにつき0.2ミリグラム以下				
ペンシクロン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下				
メタラキシル	1リットルにつき0.05ミリグラム以下				
メプロニル	1リットルにつき0.1ミリグラム以下				
アシュラム	1リットルにつき0.2ミリグラム以下				
ジチオピル	1リットルにつき0.009ミリグラム以下				
テルブカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下				
ナプロバミド	1リットルにつき0.03ミリグラム以下				
ピリブチカルブ	1リットルにつき0.02ミリグラム以下				
ブタミホス	1リットルにつき0.01ミリグラム以下				
ベンスリド	1リットルにつき0.1ミリグラム以下				
ベンフルラリン	1リットルにつき0.08ミリグラム以下				
ペンディメタリン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下				
メコプロップ	1リットルにつき0.005ミリグラム以下				
メチルダイムロン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下				
水素イオン濃度	水素指数5.8以上8.6以下				
生物化学的酸素要求量	1リットルにつき20ミリグラム以下				
浮遊物質	1リットルにつき25ミリグラム以下				
溶存酸素量	1リットルにつき7.5ミリグラム以上				
大腸菌群数	100ミリリットルにつき1,000個以下				
亜硝酸性窒素（硝酸性窒素と同時に検出された場合を除く。）	1リットルにつき0.1ミリグラム以下				
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1リットルにつき、亜硝酸性窒素が0.1ミリグラム以下かつ硝酸性窒素との合算値が10ミリグラム以下				
有機リン	1リットルにつき1ミリグラム以下				
総リン量	1リットルにつき10ミリグラム以下				
ノルマルヘキサン抽出物質	<table border="1"> <tr> <td>鉱油類含有量</td> <td>1リットルにつき0.5ミリグラム以下</td> </tr> <tr> <td>動植物油脂類含有量</td> <td>1リットルにつき3ミリグラム以下</td> </tr> </table>	鉱油類含有量	1リットルにつき0.5ミリグラム以下	動植物油脂類含有量	1リットルにつき3ミリグラム以下
鉱油類含有量	1リットルにつき0.5ミリグラム以下				
動植物油脂類含有量	1リットルにつき3ミリグラム以下				
フッ素及びその化合物	1リットルにつき0.8ミリグラム以下				
陰イオン界面活性剤	1リットルにつき0.2ミリグラム以下				
アンモニア性窒素	1リットルにつき0.3ミリグラム以下				

備考 この表の右欄に定める目標値は、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）に規定する測定方法その他の法令等に規定する測定方法により

検出された数値とする。

別表第2（第7条関係）

特定事業	施設
鉱業	(1) 選鉱施設 (2) 坑水中和沈殿施設 (3) 掘削用の泥水分離施設
採石業及び砂利採取業	(1) 水洗式破碎施設（採石業に限る。） (2) 水洗式分別施設 (3) 沈殿池、沈砂池又は調整池
飲食業	(1) 飲食店（次号及び第3号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） (2) そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） (3) 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
クリーニング業	洗浄施設
旅館業	ちゅう房施設、洗濯施設又は入浴施設を有するもの
ゴルフ場業	ホールの数が、9以上のゴルフコース
産業廃棄物処理業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち、次に掲げるもの (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（法第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置する

もの

(2) 令第7条第12号から第13号まで及び第14号ハに掲げる施設

様式第1号（第3条関係）

滝沢市地下水採取（変更）許可申請書

年 月 日

滝沢市長 様

住所

申請者

氏名

印

〔 法人にあつては、その所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号

滝沢市水道水源保護条例施行規則第3条の規定により、地下水採取(変更)の許可を受けた
いので、次のとおり申請します。

項目		新設（変更前）	変更後
揚水施設の設置場所			
井戸ストレーナーの設置深度		地表面下 m	地表面下 m
揚水機の吐出口の口径		mm	mm
参 考 事 項	地下水の用途		
	揚水機の出力	kW	kW
	揚水能力	毎分 m ³	毎分 m ³
	採取予定量(1日又は年間)	(日・年) m ³	(日・年) m ³
予定工期		年 月 日 ～ 年 月 日	
工事施工者の住所氏名		住所 氏名	

- 添付書類 1 付近の見取図
2 揚水施設の設置場所を示す図面

※整理番号		※確認欄
※許可番号		
※許可年月日	年 月 日	

注 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第2号（第3条関係）

滝沢市地下水採取（変更）許可書

第 号
年 月 日

様

滝沢市長

印

年 月 日付で申請のあった地下水採取（変更）については、滝沢市水道水源保護条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり条件を付して許可する。

項目	新設（変更前）	変更後	
揚水施設の設置場所			
井戸ストレーナーの設置深度	地表面下 m	地表面下 m	
揚水機の吐出口の口径	mm	mm	
参 考 事 項	地下水の用途		
	揚水機の出力	kW	kW
	揚水能力	毎分 m ³	毎分 m ³
	採取予定量(1日又は年間)	(日・年) m ³	(日・年) m ³
条例第11条の規定による許可条件			
※整理番号		※確認欄	
※許可番号			
※許可年月日	年 月 日		

注：許可条件に違反した場合は、許可を取り消すことがありますので、許可条件を遵守してください。

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この許可書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、滝沢市長に対して異議申立てをすることができます。
- この決定については、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に滝沢市（訴訟において滝沢市を代表する者は滝沢市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第5条関係）

滝沢市既設揚水施設届出書

年 月 日

滝沢市長 様

住所

届出者

氏名

印

〔 法人にあつては、その所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号

滝沢市水道水源保護条例施行規則第5条の規定により、既設の揚水施設について次のとおり届け出ます。

揚水施設の設置場所		
井戸ストレーナーの設置深度	地表面下 m	
揚水機の吐出口の口径	mm	
参 考 事 項	地下水の用途	
	揚水機の出力量	kW
	揚水能力	毎分 m ³
	採取実績量(1日又は年間)	(日・年) m ³

- 添付書類 1 付近の見取図
2 揚水施設の設置場所を示す図面

※整理番号		※確認欄
※許可番号		
※許可年月日	年 月 日	

注 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第4号（第6条関係）

滝沢市地下水採取者氏名等変更届出書

年 月 日

滝沢市長 様

住所
届出者
氏名 印
〔 法人にあつては、その所在地、名称
及び代表者の氏名 〕
電話番号

次のとおり氏名等を変更したので、滝沢市水道水源保護条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

1 対象施設

揚水施設の設置場所	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号

2 変更内容

項目	変更前	変更後
氏名		
住所		
変更年月日	年 月 日	
変更の理由		

※整理番号		※確認欄
※受理年月日	年 月 日	

注 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第5号（第8条関係）

滝沢市特定施設設置（変更）届出書

年 月 日

滝沢市長 様

住所

届出者

氏名

印

〔 法人にあつては、その所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号

滝沢市水道水源保護条例施行規則第8条の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

特定施設の名称及び所在地	
特定事業の種類	
特定施設の構造	
特定施設の使用の方法	
排出水の処理の方法並びに予想される排出水の量及び浄化状態	
排出水の水源及び排水流路	別図のとおり

- 備考
- 1 届け出る特定施設が、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2第2項に規定する特定施設であるときは、同法第5条の規定による特定施設の設置の届出書の写しの添付によりこの届出の記載に代えることができます。
 - 2 1に掲げるもののほか、関係する図書の添付によりこの届出の記載に代えることができます。
 - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前、変更後の内容を対照させること。

様式第6号(第11条関係)

滝沢市対象施設廃止届出書

年 月 日

滝沢市長 様

住所

届出者

氏名

印

〔 法人にあつては、その所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号

(揚水施設・特定施設)を廃止したので、滝沢市水道水源保護条例施行規則第 11 条の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の設置場所	
施設の種類	揚水施設・特定施設 ()
施設の廃止年月日	
廃止の理由	
備 考	

※整理番号		※確認欄
※受理年月日	年 月 日	

注 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第7号（第12条関係）

（表）

写真	第 号 滝沢市立入調査員証
所属 職名 氏名 上記の者は、滝沢市水道水源保護条例第23条第2項の規定に基づき、立入調査等を行う職員であることを証明する。 年 月 日 滝沢市長 印	

（裏）

滝沢市水道水源保護条例第23条抜粋 （立入調査） 第23条 市長は、この条例の実施に必要な限度において、採取者又は特定事業者に対し、対象施設に係る報告若しくは資料の提出を求め、又は指定する職員に対象施設の設置場所若しくは事業場に立ち入らせ、対象施設その他物件を調査させることができる。 2 前項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
--

備考 調査員証の大きさは縦6センチメートル、横9センチメートル

様式第8号（第15条関係）

滝沢市対象施設地位承継届出書

年 月 日

滝沢市長 様

住所

届出者

氏名

印

〔 法人にあつては、その所在地、名称
及び代表者の氏名 〕

電話番号

（揚水施設・特定施設）に係る対象者の地位を承継したので、滝沢市水道水源保護条例施行規則第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の設置場所	
施設の種類	揚水施設・特定施設（種類 ）
承継の年月日	年 月 日
被承継者	氏名又は名称
	住所
承継の原因	

※整理番号		※確認欄
※受理年月日	年 月 日	

注 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 1 1 条関係)

様式第 7 号 (第 1 2 条関係)

様式第 8 号 (第 1 5 条関係)